

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：静岡県大井川広域水道企業団

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	54.6%
全職員	65.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部長級	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	103.9%
26～30年	102.2%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	31.2%

【説明欄】

1 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員の給与の差異が 93.1%と男性職員より若干下回っているのは、女性職員が年度途中より育児休業を取得していることによるものである。

また、任期の定めのない常勤職員以外の職員について女性が 54.6%と低くなっているのは、勤務時間の短い会計年度任用職員が女性に多いこと及び給与水準の高い再任用の男性職員が含まれていることによるものである。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

・ (2) 1～5 年の給与の差異が 31.2%と男性職員を大幅に下回っているのは、前述の女性職員が育児休業を取得していることによるものである。

・ 役職段階別及び勤続年数別は、女性職員が在職しない欄について「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。